

犯罪被害相談員としての日々を振り返って

公益社団法人被害者支援都民センター 相談支援室長 阿久津 照美

私が被害者支援に関わることになったのは平成8年、警察での被害者支援が始まったころに遡ります。当時勤務していた警察の部署が被害者支援の担当部署となり、相談担当者として指名されすぐ、東京医科歯科大学犯罪被害者相談室で1ヶ月間の研修を受けることとなりました。これを機に、自分自身の中に「犯罪被害者支援」という新たな視点が加わり、犯罪を始め、社会で起こっている出来事に対する考えや見方が大きく変化したのを覚えています。平成12年に警察を辞めて、被害者支援都民センターに移ってからこれまで、微力ながら民間支援センターの相談員として日々を積み重ねてきました。この機会にその経験の中から学んだことを振り返りつつ、支援者として考えることを私なりに述べてみたいと思います。

I. これまでを振り返って思うこと

被害者の相談対応で、まず学んだことは「傾聴」や「共感」でした。被害者の現状や心理状態を理解し、気持ちに寄り添うこと、感情を受け止めること、話をしっかり聞くことが大切だと教えられました。この「傾聴」「共感」は全ての支援の根幹を支える大事な事柄だと感じています。犯罪被害は本当に理不尽な出来事であり、その体験を聞くことによって聞き手の安全感などにも影響を受けるような圧倒的な力を持っていると知りました。大変な状況の被害者を前にして「支援者であるはずなのに何もできない」という無力感を強く感じることも多かったです。

その後、検察庁付添、裁判付添などの直接的支援が導入されるようになってくると、情報提供がより重要視されるようになってきました。刑事手続の流れや様々な支援制度、被害後の心理状態など、適切な時期に分かりやすく説明することが求められるようになりました。そして、関係機関との連携や被害者を適切な機関につなげるということも支援者の役割として定義づけられました。最初は刑事手続の様々な場面での付添が中心だった直接的支援に、被害者の生活を支えるという視点が加わっていき、近年は自治体の支援担当者へつなげるという機会も増えてきています。並行して各地域に少しずつ条例や支援制度が作られてきたことも生活支援をすすめていくうえで大きな助けになっています。

この直接的支援については、身近に先例がなかったため模索して作り上げてきたように思います。どのような支援が有益かを探りつつ進んできた中で、関係機関の方々から学ばせていただくことも多かったと思います。

また私たちは刑事手続の中で法的な支援が出来るわけではありません。付添支援では目に見えて形に残る「出来ること」がさほど多くあるわけではなく、言葉をかけられないほどの重い時間をただ共にするということがしばしばです。経験を積むうちに、それこそが私たちの役割

なのだとと言えるようになってきました。以前、裁判付添支援をしたご遺族から「付き添ってもらって助かった。知った顔がずっとついてくれるだけで安心した。他の方もきっとそう思っていると思いますよ」という言葉をかけてもらったことが、今でも心に残っています。「被害者の心情を理解しつつ、そばにいる第三者」として、支援者の存在は意外と大きいのではないかと感じた瞬間でした。時間を共にすることの意味を感じられるようになったことは、支援者である自分を支えてくれたように思います。

逆に「寄り添うこと」が出来ていれば良しとするだけでなく、支援者が積極的に動いたり情報を伝えたりして場を作っていくことが必要な場面もあります。都民センターで実施したアンケート調査では、支援者の役割として「長期にわたり被害者に寄り添い、支援をコーディネートしていくことが求められている」という結果が導き出されました。被害者を支える専従の支援者として、全体を見渡し支援計画を立て必要な機関に働きかけてつなげていく、そして様々な角度から被害者を支えるチーム作りをしていくことが求められているのです。支援の先輩から「支援者の仕事は人（被害者）と人（関係機関の担当者）とをつなげること」と教わったことは印象深く、そして支援者の役割を端的に表していると実感した覚えがあります。

それぞれの言葉からは、経験や感覚に頼りつつ実践していることに意味づけをしてもらったような思いがしました。何のためにそこにいるのか、どんな風に動けばいいのか、支援者として自覚的であることが必要なのだと思います。こうして経験を積んでも自分のやっている支援について悩むことは多くあります。「これでいいのだろうか」「これでいいんだ」という二極の中で揺れる気持ちはきっとずっと続いていくのだろうと思います。そのような思いを抱えつつ支援をすることは時に辛いことではありますが、自身を振り返る機会がなくては良い支援はできないとも実感しています。

II. これからに向けて

早期援助団体として、事件後の早い時期に必要な方へ支援を提供することがその大きな役割であり責任があります。支援のきっかけをどう掴んでいくかは重要な課題です。被害者の要望を大切にするとはいいますが、早期の時点では要望の把握が難しいこともあり、積極的に働きかけることが必要な場合もあります。スムーズな支援導入のためには、被害者の状況、支援の必要性、自分たちの役割などを、被害者や関係機関に「分かりやすく伝える力」が求められているように感じます。

また、被害者が配慮を受けられる環境づくりも大切です。東京都では2020年4月に犯罪被害者等支援条例が施行となり、いくつかの経済的支援制度が作られました。被害者の声と共に支援者の意見も取り入れていただき、経済的支援が出来たことを嬉しく思います。支援の経験が次の制度作りにつながっていると感じる事、ゆっくりでも確かに前進しているのだと感じることは活動を続けるうえでモチベーションにもなります。時には目の前に厚い壁を感じることもあります。これからも立ち止まらず、満足せず、一市民の感覚でおかしいと思う気持ちを大切に、引き続き被害者を支える環境づくりに取り組んでいかなければと考えています。

制度や体制が整っていく中で、また社会情勢が移り行く中で、支援者に求められるものが変わってくるかもしれません。これからも共に支援していく仲間とともに、「被害者のために」という視点を忘れずに、柔軟な心で出来ることを積み重ねていけたらと思っています。